

「特定粉じん作業特別教育」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

粉じん作業は、粉じんを肺に吸入することにより、「じん肺症」という治癒が困難な疾病に罹患するおそれがある有害な業務とされており、このため、労働安全衛生法第 59 条（労働安全衛生規則第 36 条第 29 号）により、特定の粉じん作業については、作業に従事する労働者に対し特別教育の実施が義務付けられています。

また、「アーク溶接等作業」は特定粉じん作業には該当していませんが、特別教育に準じて教育を行うよう、厚生労働省労働基準局長から通達（平成 25 年 2 月 19 日付け、基発 0219 第 2 号）されております。

つきましては、当該特別教育を下記により実施することと致しましたので、関係労働者の方が漏れなく受講されますよう、ご案内致します。

記

1. 日 時 令和 7 年 10 月 30 日（木） 9：00～14：30（受付 8：45 から）
2. 場 所 伯耆しあわせの郷（倉吉市小田 458）
3. 受講対象者 特定粉じん作業に従事する労働者等（アーク溶接等作業に従事する労働者を含む。）
4. 教育日程

科 目	時 間	講 師
粉じんの発散防止及び換気の方法	1 時間	労働衛生コンサルタント 高野 雅弘 氏
作業場の管理	1 時間	
呼吸用保護具の使用の方法	30 分	
粉じんに係る疾病及び健康管理	1 時間	
関係法令	1 時間	

5. 受講料

鳥取県労働基準協会の会員 8,000 円（テキスト代込）（消費税 10%、内税 727 円）

上記以外 10,000 円（テキスト代込）（消費税 10%、内税 909 円）

6. 申込方法

令和 7 年 10 月 22 日（水）までに、別紙「受講申込書」により、郵送又は F a x（0858-22-9054）で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参又は銀行振込によりお支払い願います。なお、申込み期日までに入金を確認できない場合は、キャンセルされたものとみなします。

振込口座	<u>鳥取銀行倉吉支店（普）0207231</u>
名義人	<u>（一社）鳥取県労働基準協会中部支部</u>

7. その他

- ①当協会発行の特別教育等受講者記録（受講証）をお持ちの事業場は、ご持参のうえ受付の際にお渡し下さい。
- ②受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- ③受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、令和 7 年 10 月 22 日（水）までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- ④この特別教育は、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」の助成対象になります。詳細については、鳥取労働局職業安定課（TEL：0857-29-1707）へお問合せ下さい。
- ⑤申込み・問合せ先 〒682-0811 倉吉市上灘町 115-1 （有）河崎組 3 F

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号：T5270005000526

（T e l ・ F a x 兼用：0858-22-9054）

「特定粉じん作業特別教育」受講申込書

受講者氏名	生 年 月 日	備 考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

(1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○をして下さい。)

(2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)

(3) 受講料の支払い方法 (持参 ・ 銀行振込) (いずれかに○をして下さい。)

(4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○をして下さい。)
※希望する場合はいずれかに○をして下さい (請求書 ・ 領収書)

メールによる受取を希望される方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。
ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp

上記のとおり申込みます。

令和 7 年 月 日

事業場名：

所 在 地：

(連絡先電話番号： — —)

代表者職氏名：

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)